

事業群評価調書(令和3年度実施)

| | | | | |
|-------|--------------------------|----------------|---|-------|
| 基本戦略名 | 3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る | 事業群主管所属・課(室)長名 | 福祉保健部 医療政策課 | 伊藤 幸繁 |
| 施策名 | 3 地域の医療、介護等のサービス確保 | 事業群関係課(室) | 業務行政室、国保・健康増進課、障害福祉課 | |
| 事業群名 | ① 医療提供体制の構築-2(医療提供体制の構築) | 令和2年度事業費(千円) | ※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額 745,012 | |

1. 計画等概要

| | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|---|----------|-----|-----|-----|-----|----------|-----------|-----------|
| (長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文) | | (取組項目) | | | | | | | | |
| 人口減少や少子高齢化の進展など、将来の医療需要の予測に基づいた、効率的で質の高い医療提供体制の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症の大流行を想定した医療提供体制についても検討し、確保に向けた対策を推進します。また、離島・へき地など地域における多様な医療提供体制の課題の解決に取り組みます。 | | i)ドクターヘリ運航等救急医療体制の構築・災害時や感染症発生時における医療の体制強化 ii)ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化 | | | | | | | | |
| 事業群 | 指標 | 基準年 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 最終目標(年度) | (進捗状況の分析) | |
| | 地域に必要な医療機能(回復期機能)の整備率 | 目標値① | / | 60% | 70% | 80% | 90% | 100% | | 100% (R7) |
| | | 実績値② | 43% (R元) | / | / | / | / | / | | 進捗状況 |
| | 達成率②/① | / | / | / | / | / | / | — | | |
| <p>本県では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、患者数の将来推計等に基づき、目指すべき医療提供体制の姿を描いた「長崎県地域医療構想」を平成28年11月に策定した。構想実現のため、県民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、消費税を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用し、医療と介護が一体となって、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護サービスの充実、医療従事者の確保・養成、勤務医の働き方改革の推進を柱とする取組を進め、地域に必要な医療機能の整備率は毎年順調に伸びてきている。</p> <p>現在、国において、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地域医療構想の考え方・進め方について検討が行われているところであり、この検討状況等を踏まえ、引き続き、地域に必要な医療体制の確保に取り組んでいく。</p> <p>※地域に必要な医療機能の整備率=地域医療構想で目標としている令和7年度の回復期病床の整備率。</p> | | | | | | | | | | |

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

| 取組項目 | 中核事業 | 事業番号 | 事務事業名 | 事業費(単位:千円) | | | 事業概要 | 指標(上段:活動指標、下段:成果指標) | | | | 令和2年度事業の成果等 |
|------|------|------|-------------|----------------|--------------|------------------|---|---------------------|--------|------|-----|---|
| | | | | R元実績 | うち一般財源 | 人件費(参考) | | 主な指標 | R元目標 | R元実績 | 達成率 | |
| | | | | R2実績 | | | | | R2目標 | R2実績 | | |
| | | | | R3計画 | R3目標 | R3実績 | | | | | | |
| | | | | 事業実施の根拠法令条項 | | | | | | | | |
| | | | 事業期間 | 法令による事業実施の義務付け | 県の裁量の余地がない事業 | 他の評価対象事業(公共、研究等) | | | | | | |
| | | | 所管課(室)名 | 事業対象 | | | | | | | | |
| 取組項目 | ○ | 1 | ドクターヘリ運営事業費 | 300,779 | 189,879 | 3,977 | 消防本部等からの要請によりドクターヘリを出動させ、救急患者に対して救急現場及び搬送中に適切な処置・治療を行い、救命率の向上や後遺症の軽減を図った。 | 【活動指標】 | 数値目標なし | 830 | — | ●事業の成果 ・消防本部等から1,067件の要請があり、815件出動。出動できなかった事例は天候不良67件、別件出動中142件、時間外16件、要請側からのキャンセル22件。 ・ドクターヘリを使った救急患者搬送を行うことで、救命率の向上や後遺症の低減を図るとともに医療機関の連携にも寄与した。 |
| | | | | 302,886 | 207,407 | 3,915 | | 救急患者搬送件数(件) | 数値目標なし | 815 | — | |
| | | | | 307,956 | 192,942 | 3,927 | | | 数値目標なし | / | / | |
| | | | H18- | | | | 【成果指標】 | 数値目標なし | 80 | — | | |
| | | | 医療政策課 | — | — | — | 救急患者 | 出動要請に応えた割合(%) | 数値目標なし | 76 | — | |
| | | | | | | | | 数値目標なし | / | / | | |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------|-------------|-----------------------|--|---|--------------------|--------|---------|--|--|
| 取組項目 i | 2 | 保健医療対策費 | 4,070 | 3,521 | 1,591 | 各医療圏において、医療計画の進捗等を協議するための会議を開催するなど、長崎県の総合的保健医療対策の推進を図った。 | 【活動指標】 | 5 | 5 | 100% | ●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症の感染防止により開催ができなかった会議もあり回数については、未達成となったが、開催できた会議については、必要な事項について十分に協議・検討できた。 ・地域の医療提供体制の充実・強化に寄与した。 |
| | | | 1,365 | 1,324 | 1,566 | | 検討対象とする疾患数(件) | 5 | 5 | 100% | |
| | | | 6,905 | 5,746 | 1,571 | | 【成果指標】 | 20 | 20 | 100% | |
| | | — | | | 協議会・部会の開催回数(回) | | 20 | 10 | 50% | | |
| | | H16- | — | | | | 20 | / | | | |
| | 医療政策課 | — | — | — | 県民 | | | | | | |
| | 3 | 第二次救急医療体制整備費 | 337,519 | 25,660 | 3,977 | 休日・夜間等における手術・入院を必要とする重症救急患者等の医療を確保するため、二次救急医療機関等に運営費や施設・設備整備に対する補助を行った。 | 【活動指標】 | 9 | 8 | 88% | ●事業の成果 ・病院群輪番制病院や救急医療協力病院等により二次救急医療提供体制が確保された。 ・県内の二次救急医療体制の確保に寄与した。 |
| | | | 179,503 | 32,178 | 3,915 | | 施設・設備整備に対する補助件数(件) | 7 | 8 | 114% | |
| | | | 281,314 | 49,927 | 3,927 | | 【成果指標】 | 63 | 60 | 95% | |
| | | — | | | 2次救急医療機関数(機関) | | 60 | 60 | 100% | | |
| | | S63- | — | | | | 60 | / | | | |
| | 医療政策課 | — | — | — | 医療機関 | | | | | | |
| | 4 | 広域災害・救急医療情報システム費 | 21,899 | 8,412 | 1,595 | 災害医療・救急医療に関する情報システム等を整備することにより、災害時・救急時の医療を確保した。 | 【活動指標】 | 59 | 51 | 86% | ●事業の成果 ・多くの県民が救急医療情報システムを利用し、在宅当番医の情報を得ることができている。また、広域災害救急医療情報システムの周知により、災害時において医療機関や市町等が負傷者数等必要な情報を入力・閲覧し、情報共有できる体制が整備されている。 ・災害時・救急時の医療体制の確保に寄与した。 |
| | | | 20,108 | 8,262 | 1,566 | | 救急医療情報利用機関数(件) | 57 | 51 | 89% | |
| | | | 12,716 | 9,920 | 1,571 | | 【成果指標】 | 数値目標なし | 141,436 | — | |
| | | — | | | 在宅当番医情報の利用件数(件) | | 数値目標なし | 81,336 | — | | |
| | | H11- | — | | | | 数値目標なし | / | | | |
| | 医療政策課 | — | — | — | 医療機関、消防、医師会、保健所、市町、県民 | | | | | | |
| | 5 | 感染症予防対策事業 | 56,957 | 28,654 | 6,378 | 総合的な感染症対策を推進するため、エイズ等感染症対策全般についての人材教育、普及啓発活動等による感染症の予防を図った。 | 【活動指標】 | 64 | 64 | 100% | ●事業の成果 ・令和2年度は、三類感染症(腸管出血性大腸菌感染症)が散発事例として37件発生し、集団感染も2件発生している。引き続き正しい手洗い方法等の普及啓発を行うなど、感染症の予防に努めていく。 ・感染症についての普及啓発等の対策を講じることで、県民の感染症予防意識の醸成等に寄与した。 |
| | | | 45,585 | 22,944 | 6,263 | | 定点医療機関からの情報収集(回) | 64 | 64 | 100% | |
| 42,557 | | | 21,422 | 6,282 | 【成果指標】 | | 0 | 1 | 0% | | |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項 | | | 集団感染発生件数(件) | 0 | 2 | | 0% | | | | |
| H11- | | — | | | 0 | | / | | | | |
| 医療政策課 | ○ | — | — | 医療機関、保健所、市町、県民 | | | | | | | |
| 6 | 結核予防対策事業 | 15,173 | 10,264 | 1,595 | 結核患者への管理検診及び患者の接触者に対する健診の実施、正しい結核知識の普及を行い、感染予防及びまん延防止を図った。また、患者の早期発見、早期診断のために啓発活動を行い、医療従事者高齢者施設従事者等に向け結核に対する意識向上を図った。 | 【活動指標】 | 100 | 99.5 | 99% | ●事業の成果 ・確実な接触者健診や管理検診を実施し、結核まん延防止が図られた。また、結核患者の早期受診・早期診断の地域連携体制の整備に努め、重点的に活動をおこない、り患率が低下している。 ・早期発見、早期治療により、感染の拡大が抑えられ感染者の減少につながることで、り患率の減少に寄与した。 | |
| | | 11,128 | 8,175 | 1,565 | | 接触者の健診受診率(%) | 100 | 99.8 | 99% | | |
| | | 18,283 | 13,454 | 1,570 | | 【成果指標】 | 15.1 | 13.1 | 100% | | |
| | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項 | | | 新規結核患者罹患率(人口10万人対) | | 15.1 | 12.4 | 100% | | | |
| | S61- | — | | | | 12.4 | / | | | | |
| 医療政策課 | ○ | — | — | 結核患者、健診対象者 | | | | | | | |
| 7 | 肝炎対策事業費 | 19,622 | 11,029 | 3,182 | 肝炎ウイルス検査の実施及び受検勧奨、陽性となった者へは受診勧奨等のフォローアップを行った。また、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターへ委託し、肝炎コーディネーター養成研修会をオンラインで開催。15名のコーディネーターを養成した。例年行っている市民公開講座は、Web配信とし、2か月間配信することで、多くの県民へ正しい肝炎知識の普及啓発を行った。 | 【活動指標】 | 1,600 | 808 | 50% | ●事業の成果 ・無料の肝炎ウイルス検査受検者数は、724名となり、目標を下回った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により保健所の業務が増加し、保健所において肝炎ウイルス検査を例年通り行うことができなかったことが、検査数の減少につながった。検査受検者数のうち陽性となった3名に対しフォローアップを行った結果、3名が医療機関を受診し、受診率は100%となった。また肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターへ委託し、肝炎コーディネーター養成研修会をオンラインで実施。15名が認定を受け、長崎県のコーディネーターは累計99名となった。 ・肝炎対策の充実により、医療体制の強化に寄与する。 | |
| | | 18,632 | 8,414 | 3,190 | | 検査受検者数(人) | 1,600 | 724 | 45% | | |
| | | 17,772 | 7,981 | 3,141 | | 【成果指標】 | 95 | 66 | 69% | | |
| | 肝炎基本法第4条 | | | 検査で陽性となった方の医療機関受診率(%) | | 95 | 100 | 105% | | | |
| | H19- | — | | | | 95 | / | | | | |
| 医療政策課 | ○ | — | — | 肝炎ウイルス検査未受検者、医療機関 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------------------|---------------------------|-------|-------|---|--|-----------------------------|----------------------|------------------|---|---|------|------|
| 取組項目 ii | 12 | 献血及び骨髄移植推進費 | 4,598 | 4,598 | 8,749 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、献血功労者表彰式をはじめとする各種イベントの一部を中止したが、会議は書面協議等に切り替えて実施し、献血の普及啓発を行った。また、県内の高校生を対象とした献血普及CMコンテストを実施し、若年層に対する普及啓発を実施した。さらに、骨髄ドナーが提供しやすい環境を整備するため、骨髄ドナー支援市町に対する県の助成制度を創設した。 | 【活動指標】 若年層啓発イベントの開催回数(回) | 1 | 1 | 100% | ●事業の成果 ・市町や血液センターと連携し、各種普及啓発活動を実施し、若年層を含む県民の献血への理解促進につながった。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、献血ルームでの成分献血が計画どおりに実施できず、献血確保率は84%と目標を下回ったが、県内医療機関からの需要に対する輸血用血液製剤の供給は100%確保することができている。 ・輸血用血液製剤をはじめ医薬品の安定供給に寄与した。 | | |
| | | | 2,779 | 2,779 | 8,612 | | | 1 | 1 | 100% | | | |
| | | | 4,439 | 4,439 | 8,638 | | | 【成果指標】 献血確保目標量(L) | 23,543 | 20,775 | | 88% | |
| | | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条 | | | 25,575 | | 21,545 | | 84% | | | | |
| | | S39- 薬務行政室 | | | ○ | | — | — | 県民 | 25,640 | | | |
| | 13 | 薬事監視指導費 | 2,305 | 1,516 | 11,931 | 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の品質、安全性を確保するため、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等の立入検査、監視指導を実施した。 | 【活動指標】 立入検査数(箇所) | 500 | 524 | 104% | ●事業の成果 ・薬局等を対象に概ね目標どおり立入検査を実施し、違反率は、2.3%と目標を達成している。違反施設に対しては継続的な指導を実施し、改善および再発防止の徹底を図ったことで、医薬品等の不適正管理による健康被害の未然防止に繋がった。 ・医薬品等の安定供給の体制づくりに寄与した。 | | |
| | | | 1,991 | 1,621 | 6,263 | | | 500 | 497 | 99% | | | |
| | | | 2,472 | 1,865 | 6,282 | | | 500 | | | | | |
| | | S40- 薬務行政室 | | | ○ | | — | — | 薬業団体、医療関係者等 | 7.0以下 | | 4.8 | 100% |
| | | 薬務行政室 | | | ○ | | — | — | 医療従事者等 | 7.0以下 | | 2.3 | 100% |
| | 14 | 麻薬指導取締費 | 1,086 | 1,086 | 10,340 | 麻薬・向精神薬は医療の分野において必要不可欠である一方で、乱用されると乱用者個人の健康だけでなく社会的にも大きな弊害をもたらすことから、麻薬・向精神薬の適正使用の促進や不正流通の防止を徹底するため、麻薬取扱者に対する立入検査や講習会を実施した。 | 【活動指標】 麻薬等講習会の開催回数(回) | 12 | 7 | 58% | ●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため予定どおり講習会が開催できず、8回(67%)と目標を下回ったが、立ち入り検査を計画どおり実施し、麻薬・向精神薬の適正使用の促進や不正流通の防止を徹底することで、県民の健康被害の未然防止に繋がった。 ・麻薬等の適正使用により、県民の健康被害の未然防止に寄与した。 | | |
| | | | 716 | 716 | 7,829 | | | 12 | 8 | 66% | | | |
| | | | 1,133 | 1,133 | 7,853 | | | 12 | | | | | |
| | | S28- 薬務行政室 | | | ○ | | — | — | 医療従事者等 | 4.3以下 | | 2.9 | 100% |
| | | 薬務行政室 | | | ○ | | — | — | 医療従事者等 | 4.3以下 | | 1.9 | 100% |
| | 15 | 毒物及び劇物指導取締費 | 300 | 300 | 3,181 | 毒物劇物の不適正な取扱いにより、県民の健康被害を及ぼすことがないよう、農薬危害防止運動期間を中心に、毒物劇物営業業者に対する講習会や立入検査を実施し、適切な取扱い等について指導した。 | 【活動指標】 毒物劇物講習会での講演回数(回) | 10 | 10 | 100% | ●事業の成果 ・毒物劇物営業業者に対する講習会や立ち入り検査を実施し、毒物劇物の適正な取扱いや事故防止対策を徹底することで、県民の健康被害の未然防止に繋がった。 ・毒物劇物の適切な取扱いにより、県民の健康被害の未然防止に寄与した。 | | |
| | | | 233 | 233 | 1,566 | | | 10 | 10 | 100% | | | |
| | | | 336 | 336 | 1,571 | | | 5 | | | | | |
| | | S25- 薬務行政室 | | | ○ | | — | — | 毒物劇物営業業者、業務上取扱者等 | 11.0以下 | | 9.3 | 100% |
| | | 薬務行政室 | | | ○ | | — | — | 毒物劇物営業業者、業務上取扱者等 | 11.0以下 | | 3.1 | 100% |
| 16 | 臓器移植対策事業 | 5,639 | 5,639 | 2,387 | 臓器移植コーディネーターの設置費について助成を行い、連絡調整・普及啓発の委託を行うことで、県民の臓器提供・移植に対する理解の深化、移植医療の推進を図った。 | 【活動指標】 臓器提供意思表示カード配布数(枚) | 47,500 | 45,720 | 96% | ●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症の影響により街頭キャンペーンや各種イベントが中止となり意思表示カード配付の機会減となったが、10月の臓器移植普及推進月間に県庁や稲佐山電波塔等で移植医療のシンボルであるグリーン色のライトアップを行ったほか、県民と移植医療に関わる医師との座談会を実施してタウン情報誌やWEBサイト掲載するなど、県民が臓器移植について考えるきっかけを作ることができた。 ・移植医療の推進に寄与した。 | | | |
| | | 5,626 | 5,626 | 2,347 | | | 47,500 | 30,790 | 64% | | | | |
| | | 9,146 | 5,646 | 2,356 | | | 47,500 | | | | | | |
| | S60- 国保・健康増進課 | | | ○ | | — | — | 臓器の移植に関する法律第17条の2 | 20 | | 20 | 100% | |
| | 国保・健康増進課 | | | ○ | | — | — | (公財)長崎県健康事業団、県民 | 20 | | 17 | 85% | |
| 国保・健康増進課 | | | ○ | — | — | (公財)長崎県健康事業団、県民 | 20 | | | | | | |

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

| | |
|--|---|
| <p>i ドクターヘリ運航等救急医療体制の構築・災害時や感染症発生時における医療の体制強化</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輪番で救急を担う病院の設備・施設整備の支援、救急医療協力病院へ補助を行うとともに、ドクターヘリについては、要請件数増加に伴う重複要請対策として、平成30年度から佐賀県との相互応援協定に基づく運航を開始しているが、新型コロナウイルス流行期(ステージ3以上)においては県境を越えたまん延防止のため、相互運航を一時停止することとしている。引き続き、重複要請の発生状況をみながら、効果的な対応を検討することとしている。 ・休日、夜間に発生する精神科救急医療に対する体制整備は、現在、各保健所圏域で精神科輪番病院制で速やかな対応をしている状況であり、課題となっている平日夜間の救急や身体合併症のある精神科救急患者への対応については、引き続き、精神科医・一般科医・警察・消防等との関係機関と連携を図りながら、精神障害者の救急医療が適切かつ効率的に提供されるよう検討を行っていく必要がある。 ・障害者の新型コロナウイルス感染症による感染対策の強化を図るため、令和2年度に長崎県口腔保健センター歯科診療所に対して口腔外パキューム等の診療設備を整備した。今後は、感染対策を強化した巡回歯科診療車の更新が必要である。 ・大規模災害等への体制整備を図るため、広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)に指定した長崎空港への必要な資機材の整備を行った。今後は整備した資機材を用いながら、SCUの円滑な運用ができるよう体制を構築することが課題である。 ・新型コロナウイルスなど、集団感染リスクが高い感染症の発生時においては、保健所による患者調査と接触者の調査によって、早期探知し、感染者には受診勧奨、除菌確認を行い、まん延防止を図っている。なお、保健所による集団生活施設を重点とした衛生教育等により、集団感染の防止に引き続き努めていく必要がある。 ・長崎県の結核の現状として、罹患率は減少傾向にあるものの減少率は低下し横ばいにある。結核患者を早期発見し、確実に治療を行うことは結核の罹患率を下げることに繋がっていく。長崎県の結核患者の8割が高齢者であり、高齢者結核対策を進めていくことが重要である。 ・肝炎ウイルス検査受検者数は年々減少傾向にあることから、今後は潜在的な未受検者のさらなる掘り起こしを行い、検査受検者数の増加を図る。また、陽性者に関しては、その後の対応が放置されたままにならないよう継続的にフォローアップを行い、適切な治療に結びつける必要がある。 | <p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町、医療機関等が協議・連携を行い、救急医療体制の中心的役割を担う輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討のうえ、体制の整備を図る。 ・また、引き続き感染症対策の基本である手洗いやマスク着用などの啓発を積極的に行っていくとともに、関係機関と連携を図りながら感染者の早期発見などに取組み、感染症のまん延防止に努める。 ・歯科診療車の設備について、12年目となり次回車検までに更新する必要があることと、既存の設備を鑑み、感染対策のための強化を図るため、歯科診療車の更新を行う。 ・広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の円滑な運用に向け、DMAT等が参加する訓練を行い、災害時の医療提供体制の強化を図る。 ・平成30年度から取り組んでいる肝炎医療コーディネータの養成を引き続き行い、未受検者への働きかけを実施してもらうとともに、関係機関と協同し、陽性者のフォローアップを継続的に実施する。 ・高齢者が集団的生活をする施設や医療機関などに対し、結核健診の実施や有症状時に早期発見できるよう現状の啓発活動の更なる推進を図る。 |
| <p>ii ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等の立入検査等を行い、「不適」とされた施設については重点的に監視を行い、再発防止策の徹底を指導し、その後の改善を確認した。また無承認無許可医薬品について買上調査や注意喚起などを実施し、健康被害の防止に努めた。</p> <p>献血確保目標量は概ね達成し、輸血用血液の安定供給に必要な献血量は確保することができた。しかし、少子高齢化が進む状況の中で、将来を担う若年層の献血協力が不可欠であり、今年度も若年層を中心とした献血協力の啓発活動を継続して実施する必要がある。</p> <p>骨髄ドナー登録者が骨髄を提供しやすい環境を整備するため、骨髄ドナー支援市町に対する県の助成制度を創設したが、制度を導入し支援を行う県内市町は令和3年4月時点で5市に留まっており、制度未導入の市町に対して制度導入を働きかけていく必要がある。また、骨髄ドナー登録に必要な説明員が不足しているため、新たな説明員を養成していく必要がある。</p> | <p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・献血については、市町や血液センターと連携し、高校生献血普及CMコンテスト等の実施により、若年層を中心とした啓発活動を継続して行っていく。 ・骨髄ドナー支援については、スクラムミーティング等を通じて、制度未導入の県内市町に対する働きかけを行い、制度を導入する市町を増やすことで、骨髄ドナー登録者が骨髄提供をしやすい環境を整備する。また、骨髄ドナー登録に必要な説明員を確保するため、説明員の養成研修会を開催する。 |

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

| 取組項目 | 中核事業 | 事業番号 | 事務事業名 | 令和3年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和3年度の新たな取組は「R3新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載 | 令和4年度事業の実施に向けた方向性 | | |
|-------|------|------------------|--|--|--|--|-------|
| | | | 事業期間 | | 事業構築の視点 | 見直しの方向 | 見直し区分 |
| | | | 所管課(室)名 | | | | |
| 取組項目1 | ○ | 1 | ドクターヘリ運営事業費 | 新規委託契約の入札にあたり、はじめて総合評価方式を導入し、本県のドクターヘリ業務に適した業者選定を図った。今後も引き続き適正な運用を図っていく。 | ⑨ | 予備機を含めた機体運用を見直し、より大型機を運航することで搭載医療機器等のさらなる充実を行い、ドクターヘリによる救急救命体制の向上を図っていく。 | 改善 |
| | | | H18- | | | | |
| | | | 医療政策課 | | | | |
| | | 2 | 保健医療対策費 | — | — | 医療計画、地域医療構想を推進していくための協議の場として引き続き保健医療対策協議会等を活用していく。 | 現状維持 |
| | | | | H16- | | | |
| | | | | 医療政策課 | | | |
| | | 3 | 第二次救急医療体制整備費 | — | — | 救急医療体制の中心的役割を担う輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討していく。 | 現状維持 |
| S63- | | | | | | | |
| 医療政策課 | | | | | | | |
| | 4 | 広域災害・救急医療情報システム費 | — | ② | 引き続き、研修や訓練への参加を促進し、災害医療体制の強化に努める。 | 現状維持 | |
| | | | H11- | | | | |
| | | | 医療政策課 | | | | |
| | 5 | 感染症予防対策事業 | 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、新型コロナウイルスに関する正しい知識や新たな生活様式等を県民へ周知するとともに、関係団体等の協力のもと、相談体制、検査体制、医療体制の強化を図る。 | ② | 新型コロナウイルス等の発生の動向を見極めながら、県民に対し、手洗いやマスク着用など新たな生活様式の定着に向け、普及啓発に努める。 | 改善 | |
| | | | H11- | | | | |
| | | | 医療政策課 | | | | |
| | 6 | 結核予防対策事業 | 県が作成したチェックリスト等を活用し、高齢者施設に対して継続した講話や説明を実施し、結核の正しい知識の普及や結核対策への意識付けにつながっている。また、各市町に対して、結核健診の広報掲載等を働きかけを行い、引き続き継続した対策を行う。 | ② | 引き続き、高齢者結核に対する対策を強化し、また、県民に対しても結核の正しい知識の普及や疫学調査及び結核菌分子疫学的調査の解析結果等をもとに結核の伝播経路等の検証を通じて、効果的な結核対策を進める。その他、結核患者に対し、適切かつ確実な服薬支援を通じて感染の拡大・薬剤耐性菌の出現を防止する。 | 現状維持 | |
| | | | S61- | | | | |
| | | | 医療政策課 | | | | |
| | 7 | 肝炎対策事業費 | 新型コロナ感染症の感染拡大を防止するため、例年開催している研修会やセミナー等をオンライン開催とし、より多くの県民へ普及啓発を行い、潜在的な未受検者の更なる受検促進を図る。また、肝炎ウイルス検査で陽性となった方を医療機関での定期的な検査や適切な治療に繋げるため、各県立保健所と連携し対象者に対し更なるフォローアップ(受診勧奨)を行う。 | ② | 肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターと十分連携し、更なる肝炎コメディネーターの養成を行う。 肝炎ウイルス検査のフォローアップ(受診勧奨)に関しては、各保健所との連携をより一層強化し、継続的に実施する。 陽性が判明し、治療が必要ない方に対しても、定期検査を継続して受検するようフォローアップを行う。 | 改善 | |
| | | | H19- | | | | |
| | | | 医療政策課 | | | | |

| | | | | | | |
|---------|------|--|--|-----|--|------|
| 取組項目 i | 8 | がんと共に生きる事業 (R3新規)R3- 医療政策課 | R3新規 | — | 県内のがん診療の水準向上や均てん化の推進を図り、がんとともに生きる時代に即したライフステージに応じたがん対策の充実や、がんの相談支援体制の整備を引き続き進めていく。 | 現状維持 |
| | 9 | 障害者歯科診療・休日 歯科診療事業 S60- 国保・健康増進課 | 歯科診療車の設備について、感染対策のための強化を行うため、歯科診療車を更新する。 | — | 障害者の新型コロナウイルス感染症による感染対策を強化し、新たな生活様式に対応することが引き続き必要である。 地域からの巡回歯科診療ニーズに対応するため、今後も歯科診療車を有効活用し、障害者の歯科医療体制の確保を継続していく。 | 現状維持 |
| | 10 | 精神科救急医療体制整備 事業費 H19- 障害福祉課 | — | — | 活動指標、成果指標ともに前年度と同水準で推移しており、情報センターの目的である個々の相談業務に応じ医療機関の紹介や受診援助に関する情報提供等が適切に行われている。引き続き休日夜間、及び平日夜間について継続していく。 | 現状維持 |
| 取組項目 ii | ○ 11 | 薬務行政費 S40- 薬務行政室 | 薬機法改正により、薬局の機能強化等が義務付けられることから、R3年度施行分への対応を周知徹底するため、関係団体と連携した法改正に関する説明会を開催するとともに、災害時の対応を強化するため、関係団体と連携した災害薬事コーディネーターの養成・資質向上研修会を開催する。 | ②⑥ | 無承認無許可医薬品の買上調査等を継続して実施し、県民の健康被害の防止に努めていくとともに、ジェネリック医薬品の使用促進や災害薬事コーディネーターの育成を進めるため、国の委託事業を活用して協議会や研修会等の充実を図っていく。 | 改善 |
| | 12 | 献血及び骨髄移植推進 費 S39- 薬務行政室 | 高校生献血啓発CMコンテストを引き続き実施するとともに、R2年度の作品を県内イベントやラジオCM等で放送するなど、若年層に対する献血の普及啓発活動を強化する。また、骨髄ドナー登録に必要な説明員を確保するため、説明員の養成研修会を開催する。 | ②⑤⑥ | 骨髄ドナー登録者をより安定的に確保し、骨髄ドナー提供者への支援を強化するため、骨髄ドナー登録に必要な説明員の確保対策や骨髄ドナー支援制度の未導入市町に対する働きかけを強化するとともに、引き続き関係機関と連携し、若年層に対する献血普及啓発活動を強化していく。 | 改善 |
| | 13 | 薬事監視指導費 S40- 薬務行政室 | 薬機法改正により、薬局の機能強化等が義務付けられることから、R3年度施行分に対応した適正な監視指導を行うため、薬事監視員研修を実施する。 | ②⑥ | 引き続き、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等への立入検査を通して、医薬品等の適正使用や安定供給の確保を図っていく。 | 現状維持 |
| | 14 | 麻薬指導取締費 S28- 薬務行政室 | — | — | 本事業は、医療に必要な不可欠な麻薬及び向精神薬を適正に使用し、乱用による弊害を防止することを目的としており、今後も、講習会や立入調査の実施により、違反や重大な事故の防止を図っていく。 | 現状維持 |
| | 15 | 毒物及び劇物指導取締 費 S25- 薬務行政室 | — | — | 農薬危害防止運動期間を中心に、講習会等を通して適正な取扱いや販売について指導を行い、事故防止対策を図っていく。 | 現状維持 |

| | | | | | | |
|----------------|----|----------|--|---|--|------|
| 取組 項目 ii | 16 | 臓器移植対策事業 | 10月に長崎市において、第22回臓器移植推進国民大会を開催し、臓器移植への理解と意思表示について広く呼びかける。 | — | 県内からの臓器提供は継続的に行われており、移植が円滑に行われるためにコーディネーターを継続して設置する必要がある。また、運転免許証や健康保険証などに臓器提供の意思表示の記載欄はあるが、県内からの臓器提供の多くが家族の承諾によるものであり、県臓器移植コーディネーターを通して広く県民に啓発を図る必要がある。 | 現状維持 |
| | | S60- | | | | |
| | | 国保・健康増進課 | | | | |

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点